

ご 案 内

指定通所リハビリテーションの利用料と個人負担金

群馬老人保健センター陽光苑
令和8年8月1日施行

◎ 介護保険適用額

基本サービス	利用時間	1時間以上～ 2時間未満	2時間以上～ 3時間未満	
	区分			
	要介護1	357単位/日	372単位/日	
	要介護2	388単位/日	427単位/日	
	要介護3	415単位/日	482単位/日	
	要介護4	445単位/日	536単位/日	
	要介護5	475単位/日	591単位/日	
各種加算	次の加算項目に該当した場合には、上記の単位数に加えて下記単位数が必要になります。			
	① 入浴介助加算(Ⅰ)	40単位/日	⑦ 若年性認知症利用者受入加算	60単位/日
	入浴介助加算(Ⅱ)	60単位/日	⑧ 栄養アセスメント加算	50単位/月
	② リハビリテーションマネジメント加算 イ		⑨ 栄養改善加算(月2回)	200単位/回
	・開始月から6月以内	560単位/月	⑩ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6ヶ月に1回)	20単位/回
	・開始月から6月超	240単位/月	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6ヶ月に1回)	5単位/回
	リハビリテーションマネジメント加算 ロ		⑪ 口腔機能向上加算(Ⅰ)(月2回)	150単位/回
	・開始月から6月以内	593単位/月	口腔機能向上加算(Ⅱ)(3月以内、月2回)	155単位/回
	・開始月から6月超	273単位/月	口腔機能向上加算(Ⅲ)(3月以内、月2回)	160単位/回
	リハビリテーションマネジメント加算 ハ		⑫ 重度療養管理加算	100単位/日
	・開始月から6月以内	793単位/月	⑬ 理学療法士等体制強化加算(2時間未満)	30単位/日
	・開始月から6月超	473単位/月	⑭ 中重度者ケア体制加算	20単位/日
	・医師がリハビリ計画を説明した場合		⑮ 科学的介護推進体制加算	40単位/月
	+ 270単位/月		⑯ 移行支援加算	12単位/日
	③ 短期集中個別リハビリテーション実施加算		⑰ 事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	47単位/日
	・退院(所)後又は認定日から3月以内	110単位/日	⑱ 通常事業実施地域(☆)外で中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	基本サービス単位数の5%/月
	④ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)		⑲ リハビリテーション提供体制加算	
	・利用開始日から3月以内	240単位/日	・3時間以上4時間未満	12単位/日
	⑤ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)		・4時間以上5時間未満	16単位/日
	・利用開始月から3月以内	1,920単位/月	・5時間以上6時間未満	20単位/日
	⑥ 生活行為向上リハビリテーション実施加算		・6時間以上7時間未満	24単位/日
	・開始月から6月以内	1,250単位/月	・7時間以上	28単位/日
	⑳ 退院時共同指導加算	600単位/月	㉑ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日
	㉒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	基本サービス及び①～㉑の中で該当する加算の合計単位数の11.1%/月		
	㉓ 高齢者虐待防止措置未実施加算	基本サービス及び①～㉑の中で該当する加算の合計単位数の1.0%/月		
	㉔ 業務継続計画未策定加算	基本サービス及び①～㉑の中で該当する加算の合計単位数の1.0%/月		
	㉕ 感染症及び災害により、臨時的に利用者数が一定減少している場合の加算イ	基本サービス単位数の3.0%/月		

* 基本サービスと各種加算分の1ヶ月の合計単位数に地域区分**7級地**(前橋市)の**費用基準1単位＝10円17銭**で算出した額のうち、各利用者の負担割合に応じた額が個人負担金となります。

* 費用計算例 (要介護3、1割負担で2時間以上3時間未満のサービスを1日ご利用した場合)
基本サービス費482単位+②ロ593単位+⑭20単位+⑯12単位+⑲22単位+㉑125単位＝1,254単位
介護報酬額 12,753円 【 1,254 × 10.17 = 12,753円18銭(※) 】 (※)1円未満は切捨て
保険請求額(9割分) 11,477円 【 12,753 × 0.9 = 11,477円7銭(※) 】
自己負担金額(1割分) 1,276円 【 12,753 - 11,477 = 1,276円 】

☆ 通常事業実施地域は、前橋市(旧大胡町・旧宮城村・旧粕川村及び旧富士見村を除く)、旧群馬町、吉岡町です。
上記以外の利用時間については、ご相談ください。

◎ 介護保険適用外の費用

区 分	利用料	内 容 等
食 費	800円/日	1食分の食材料費と調理代
特 別 食 費	おやつ代 ★130円/日	
	★ 実 費	★印は消費税(10%)込み
日用諸雑費	50円/日	石鹸、シャンプー、ティッシュ、貸出衣類など
教養娯楽費	100円/日	折紙、模造紙、文房具類、書道用品、手芸物品、脳トレ、回想法等
延長利用料	300円/時	利用者のみ

* 利用日の当日、利用の中止や食事が不要であるとの連絡があった場合には、食材料費(400円)のみを請求(自己負担)させていただきます。